

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県吏員恩給条例施行細則の一部改正)

第一条 広島県吏員恩給条例施行細則(昭和八年広島県告示第九百七十六号)の一部を次のように改正する。

別記第十七号書式中「懲役若しくは禁この刑」及び「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、「殿」を「様」に改める。

別記第十八号書式中「懲役若しくは禁この刑」及び「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、「殿」を「様」に改める。

(広島県恩給給与細則の一部改正)

第二条 広島県恩給給与細則(昭和二十五年広島県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十三号中「懲役若しくは禁この刑」及び「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、「殿」を「様」に改める。

別記様式第四十三号の二中「懲役若しくは禁この刑」及び「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、「殿」を「様」に改める。

(広島県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県青少年健全育成条例施行規則(平成四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の二中「磯宍」を「甚瀬庄」に改める。

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号表中「平成」を削り、同号裏中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第五条 災害救助法施行細則(昭和二十三年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「磯宍」を「甚瀬庄」に改める。

(介護保険法施行細則の一部改正)

第六条 介護保険法施行細則(平成十二年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「療醫」を「看護士」に改める。

(広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第七条 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年広島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中「障害児(児童)の世」を「看護士」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号
(3面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第九号
(2面)
を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十号
(2面)
を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十一号
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十二号
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号の二
(3面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号の三
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号の四(二面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号の五
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号の六
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

別記様式第十三号の七
(2面)を次のとおり改める。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 第6号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの

4 第8号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

5 第9号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの

7 第11号関係

指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者

8 第12号関係

役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人

9 第13号関係

管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第九条 通訳案内士法施行細則(昭和二十四年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「~~懲罰又は禁錮の刑~~」を「~~拘禁刑~~」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第十条 建築士法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百八十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第六号中「~~禁錮~~」を「~~苦禁錮~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。